

## 緑誠蘭高等学校育友会会則（令和5年4月1日施行）

### （名 称）

第1条 この会は、緑誠蘭高等学校育友会（以下、本会という）と称する。

### （事務局）

第2条 本会は、事務局を緑誠蘭高等学校内におく。

### （目 的）

第3条 本会は、緑誠蘭高等学校および技能連携校（以下、連携校という）、学習等支援施設（以下、サポート校という）の教育の向上発展をはかり、その運営に協力することを目的とする。

### （会 員）

第4条 本会は、緑誠蘭高等学校および連携校、サポート校に在籍する生徒ならびに、緑誠蘭高等学校および連携校、サポート校の教職員をもって会員とする。

### （組 織）

第5条 本会は、緑誠蘭高等学校と連携校、サポート校の代表者（理事長・校長等）をもって組織する。

### （事 業）

第6条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 生徒の特別活動ならびに学校行事などの推進・援助に関わる事項
- 2 生徒の在学中の奨学金に関わる事項
- 3 緑誠蘭高等学校ならびに連携校、サポート校の広報活動に関わる事項
- 4 会員相互の連絡と親睦に関わる事項
- 5 生徒の卒業記念品に関わる事項
- 6 有事時、損失した生徒所有の学校関連財産の保障に関わる事項
- 7 その他、本会が特に必要と認めた事業

### （役 員）

第7条 本科には、次の役員をおく。

会 長	1 名
副 会 長	2 名
理 事	若干名
幹 事	若干名
会計監査	2 名

以上のほか、会長は役員会の推薦より、顧問を委嘱することができる。

### （役員の仕事）

第8条 本会の役員は、次により職務を行う。

- 1 会長は、本会を代表して会務を統轄し、役員会ならびに総会を招集するとともに、その運営にあたる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

- 3 理事は、総会ならびに役員会の決議に基づき、会務の処理にあたる。
- 4 幹事は、会計ならびに事務局の業務を、役員会ならびに総会の決議に基づきその処理にあたる。
- 5 会計監査は、本会の会計を監査する。
- 6 顧問は、本会の運営全般にわたっての助言を行う。また会長の要請により、本会の運営に対し諮問に応ずる。

(役員を選任・任期)

第9条 役員を選出ならびに任期は、次の定めによる。

- 1 本会の役員は、緑誠蘭高等学校及び連携校、サポート校の代表者（理事長・校長等）のうちから選出する。
- 2 役員を選任は、当該年度の役員会で次期役員を推薦し、決定するものとする。また、役員会は理事の名から、会長・副会長・会計監査を決定するものとする。
- 3 役員の任期は、2年とする。  
ただし、欠員が生じた場合、その職務に対し残任期間が1年未満の場合は代行を置くものとし、1年を超えるときは、補充するものとする。この場合、その役員の任期は前任者の残任期間とし、その選出は、役員会において行うものとする。
- 4 役員のうち、副会長1名、理事1名、幹事は、緑誠蘭高等学校より選出する。
- 5 役員は再任をさまたげない。

(会議)

第10条 本会には、次の会議を設ける。

- 1 役員会
  - (1) 役員会は、育友会の運営を円滑ならしめるため、審議事項の原案を作成するとともに、事業に関わる企画等を行い、決議することができる。
  - (2) 役員会は、会長・副会長・理事・幹事をもって組織する。
  - (3) 役員会は、運営に関わる事項に対し、役員会ならびに総会の運営を円滑ならしめるため、理事のうちから特別にその業務に関わる委員長を置くことができる。
- 2 総会
  - (1) 総会は、役員会が必要と認めたとき、臨時に招集する。  
ただし、会員の3分の1以上の要請があった時は、これを招集することができる。
  - (2) 総会は、組織の2分の1以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって決議する。

(会 計)

第11条 本会の会計は、会費、援助金、寄付金ならびにその他の収入をもってあてる。金額は、次の通りとする。

1 会費

(1) 連携校、サポート校  
分担金  
年間、1校あたり、  
右表の通りとする。

生徒数	金額
99人以下	35,000円
100人～299人	55,000円
300人～699人	75,000円
700人以上	95,000円

(2) 生徒分担金  
年間、1人あたり、  
800円とする。

(3) 緑誠蘭高等学校分担金

1～7の事業（単年度）実施のための追加必要額とする。

2 援助金・寄付金・その他の収入は、任意によるものとする。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日始まり、翌年3月31日に終わる。

(弔慰金)

第13条 本会の弔慰金は、次の通りとする。

1 対象者は、本会の会員（第4条参照）とする。

その他、会長が特に対象者と同様の扱いをすると認めた場合は、この限りではない。

2 弔慰金

(1) 会員の死亡の場合、10,000円。

(2) 会員の父母（養父母等を含む）死亡の場合は、5,000円

(3) 会員の子女死亡の場合は、弔電により弔意を表す。

3 上記(1)～(3)項の該当者が発生した時は、速やかに事務局まで連絡、請求する。

(附 則)

この育友会会則は、令和2年4月1日から施行する。

(附 則)

この育友会会則は、令和3年4月1日から施行する。

(附 則)

この育友会会則は、令和5年4月1日から施行する。